

5障第 3420 号
令和 6 年 3 月 1 日

指定地域生活支援事業者 様

岡崎市長 中根 康浩

岡崎市指定地域生活支援事業者の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について（通知）

日頃は本市の障がい福祉行政に御理解御協力を賜り誠にありがとうございます。
岡崎市指定地域生活支援事業者の人員、設備及び運営に関する基準を一部改正しました。改正後の基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしており、その主要内容等について下記のとおり通知しますので、これらについて十分御了知の上、事業の実施に当たっていただきますようお願いいたします。

記

1 主な改正内容

- (1) 利用者の虐待防止等のため、責任者及び委員会を設置するとともに、従業者に対する研修を実施する等の措置を講じなければならないものとする。（第 2 条、第 38 条の 2 関係）
- (2) 管理者を指定地域生活支援事業所で実施する指定障がい福祉サービス等（以下「本体障がい福祉サービス等」という）事業所から選任しない場合における、常勤専従又は専従要件を設けるものとする。（第 6 条、第 44 条関係）
- (3) サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。（第 24 条、第 29 条、第 49 条関係）
- (4) サービス提供責任者は、利用者及びその同居の家族に交付している移動支援計画について、指定特定相談支援事業者等にも交付しなければならないこととする。（第 25 条）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めることとする。（第 31 条、第 55 条関係）
- (6) 業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練の実施等を義務付けるものとする。（第 31 条の 2）
- (7) 感染症の発生及びまん延の防止のため、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施を義務付けるものとする。（第 32 条、第 60 条関係）
- (8) 運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備えおくこと等を可能とするものとする。（第 33 条、第 58 条関係）
- (9) 日中一時支援に加え、移動支援の提供に当たっても、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場

合は、その態様等を記録しなければならないものとする。また、身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催や、指針の整備、従事者に対する研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。(第 33 条の 2、第 53 条関係)

- (10) 児童福祉法の用語を引用する規定を整理する。(第 42 条関係)
- (11) 定員の遵守について、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでないものとする。(第 56 条関係)
- (12) 非常災害対策に係る訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないものとする。(第 59 条関係)
- (13) その他所要の字句整理を行うものとする。

2 留意事項

- (1) 各委員会の設置、研修及び訓練の実施について(第 31 条の 2、第 32 条、第 33 条の 2、第 38 条の 2 及び第 60 条関係)

各委員会の設置、研修及び訓練の実施については、指定地域生活支援事業所に実施が求められるものであるが、本体障がい福祉サービス等と一体的に行うことも差し支えない。

- (2) 研修及び訓練の定期的な実施について(第 31 条の 2、第 32 条、第 33 条の 2、第 38 条の 2 及び第 60 条関係)

研修及び訓練の実施にあたっては、1年に1回以上実施するものとし、その内容を記録すること。また、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。

- (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会及び虐待の防止のための対策を検討する委員会について(第 33 条の 2 及び第 38 条の 2 関係)

1年に1回以上開催することとし、両委員会の一体的な設置・運営することも差し支えない。

- (4) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について(第 32 条及び第 60 条関係)

次のア及びイのとおり定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催すること。

ア 移動支援

6月に1回以上

イ 日中一時支援

3月に1回以上

- (5) 経過措置について(附則関係)

施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、該当する規定の適用については、努力義務とする。

担 当 岡崎市障がい福祉課施策係

TEL : 0564-23-6165/FAX0564-25-7650

Mail : shogai@city.okazaki.lg.jp